

会員各位

公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部  
 公益社団法人不動産保証協会愛知県本部  
 教育研修委員長 林 敏 明

## 令和2年度 第1回県下統一研修会開催のご案内

平素は、当本部の運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題の研修会（愛知県と公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会の共催です）が下記のとおり開催されますので、受講義務（業法64条の6）を認識され、業務知識の向上、トラブル未然防止の観点からも積極的に受講されますようご案内申し上げます。

今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防措置としてWebでの実施となります。同封いたしました、テキストを活用しながら動画を視聴してください。

### 記

【受講方法】 Web上にて動画視聴による受講

愛知県本部ホームページTOP画面イメージに、第1回県下統一研修会のバナーがありますので、そこをクリックしてご視聴ください

【受講期間】 令和3年3月31日まで

【研修内容及び講師】

- (1) 「宅地建物取引業法に関する諸規定等」及び「家賃支援給付金について」  
 講師：愛知県都市整備局都市基盤部 都市総務課 担当者  
 講師：経済産業省中部経済産業局 中小企業課 担当者
- (2) 「土砂災害警戒区域等の指定と宅地建物取引における措置」  
 講師：愛知県建設局砂防課 担当者
- (3) 「水害リスク情報の提供（洪水）」  
 講師：愛知県建設局河川課 担当者
- (4) 「民法改正における特約の書き方」  
 講師：善利法律事務所 善利 友一 弁護士



### ※令和2年度 第1回県下統一研修会テキストの訂正について

「令和2年度 第1回県下統一研修会テキスト」の第4課目「民法改正における特約の書き方」において誤りがありましたので、下記の通り訂正させていただきます。

【訂正箇所】 テキスト71ページ 「(2) 消費者契約の特約」

誤	正
ただし、売主（事業者）が、追完義務又は代金減額義務を負う場合には、損害賠償義務を課すことも可能です（8条2項1号）。	ただし、売主（事業者）が、追完義務又は代金減額義務を負う場合には、損害賠償義務を免除することも可能です（8条2項1号）。

※東海財務局より、「国有財産の管理処分等業務に係る業務委託について」の案内がありましたので資料を同封いたします。

以上